

石巻市集会所建設費等補助金交付要綱（平成26年7月1日告示第197号）

（目的）

第1条 この要綱は、町内会その他市長が認める者が行う地域住民のための集会所の建設等整備事業に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「集会所」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号に規定する建築物で、地域の集会に供する建築設備を有するものとする。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、石巻市を本拠に活動する石巻市民を構成員とする次に掲げる団体とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により法人格を付与された許可地縁団体又は同条第2項の規定による申請を行う予定の地縁による団体

(2) 町内会等の住民による地域の自治を目的とした団体

(3) 集会所建設委員会等の地域の自治等を目的とする集会所を整備するために、任意に組織された団体

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 新築事業

(2) 増築及び改築事業

(3) 改装及び修繕事業

(4) 附帯施設の修繕及び整備事業

(5) 既存建物を集会所として利用するための建物取得事業

(6) 集会所建設用地として利用するための土地取得事業

(7) 排水設備の公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設その他排水処理施設（以下これらを「公共下水道等」という。）への接続事業

(8) 凈化槽設置事業

(9) 解体事業

2 前項第2号から第4号までに規定する事業については、建築後10年以上経過したもので、かつ、工事に直接要する経費が50万円以上の事業とする。

3 第1項第3号に規定にする事業を実施しようとする場合であって、過去に次に掲げる建物の構造部分の改装又は修繕に対して同号の規定に基づく補助金の交付を受けたことがある集会所について、当該補助金の交付の対象となった部分と同一の部分を再度改装し、又は修繕しようとする場合は、直近で当該補助金の交付の決定をした日の属する

年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過しなければ、補助対象事業としないものとする。

- (1) 屋根部分
- (2) 内壁部分
- (3) 外壁部分
- (4) 床部分
- (5) 基礎部分
- (6) 前各号に掲げる部分以外の部分

4 第1項第4号に規定する事業を実施しようとする場合であって、過去に次に掲げる設備の修繕又は整備に対して同号の規定に基づく補助金の交付を受けた集会所について、当該補助金の交付の対象となった設備と同一の設備を再度修繕し、又は整備しようとする場合は、直近で当該補助金の交付の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過しなければ、補助対象事業としないものとする。

- (1) 空調設備
- (2) トイレ設備
- (3) 照明設備
- (4) 建具設備
- (5) 前各号に掲げる設備以外の設備

5 第1項第3号及び第4号に規定する事業のうち、天災により被害（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）を除く。）を受けた集会所の修繕については、工事に直接要する経費が50万円以上の事業とする。

6 第1項第8号に規定する事業については、工事に直接要する経費が50万円以上の事業とする。

7 第1項第9号に規定する事業については、市有地の借地返還に伴う集会所の取壊し及び整地に関する事業とする。ただし、残存物の撤去に係る経費は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に係る経費とする。

2 建設用地として土地を先行取得した場合、当該土地購入費用は、その時点では補助対象経費としない。ただし、取得時から起算して5年以内に集会所を建設する場合に限り、補助金の交付申請時において当該土地購入費用を補助対象経費に含めるものとする。

3 借地に集会所を建設し、その後において当該地を購入する場合は、当該土地購入費用を補助対象経費とする。

4 離島において前条第1項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに規定する事業を実施する場合は、資材等の運搬に係る経費を補助対象経費とすることができる。

（補助金の額等）

第6条 第4条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する事業に係る補助金の額の算定

に当たっては、1平方メートル当たりの実建築単価又は170,000円のいずれか低い額に延べ床面積を乗じた額とする。ただし、延べ床面積の上限は165平方メートルとする。

- 2 補助金の費用の区分、補助率及び上限額は、別表第1のとおりとする。
- 3 市所有の公民館分館及び地域が管理運営する集会所的施設（以下これらを「分館」という。）の廃止に伴って集会所を建設する場合の補助率及び上限額は、前項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。
- 4 補助金の額は、前3項の規定により算出した額とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 5 前条第4項の規定に該当する場合は、前各項の規定により算出した額に、当該資材等の運搬に係る経費のうち市長が認める額を加算するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市集会所建設費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 補助対象事業に係る見積書
- (4) 役員名簿
- (5) 事業予定箇所の現況が確認できる書類及び写真
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を石巻市集会所建設費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに石巻市集会所建設費等補助金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適當と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を石巻市集会所建設費等補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、第4条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象事業に限り、補助金の交付決定額の10分の4以内の額を概算払の方法により交付することができる。

3 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、石巻市集会所建設費等補助金（概算払）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（適正管理）

第13条 補助事業者は、建設した集会所の建物及び施設並びに用地を常に適正に管理しなければならない。

2 補助対象事業により集会所の整備を行ったときは、おおむね5年以内に補助事業者において保存登記を行うものとする。

（用地の寄附）

第14条 補助事業者が、管理上の都合により建設用地を市に寄附しようとする時は寄附採納願その他の必要な書類を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月31日告示第289号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第115号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に契約し、平成31年10月1日以後に引渡しを受ける集会所の建設等整備事業に係る補助金に適用する。

3 この告示の施行日前に契約した集会所の建設等整備事業に係る補助金及びこの告示の施行日以後に契約し、平成31年9月30日以前に引渡しを受ける集会所の建設等整備事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第178号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示第305号）

この告示は、令和4年7月1日から施行し、この告示による改正後の石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年9月29日告示第367号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式により行われた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の様式により行われたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定により作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和7年7月1日告示第198号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	補助率	上限額
新築事業並びに増築及び改築事業	2分の1	14,000,000円
改装及び修繕事業	2分の1	1,200,000円
附帯施設の修繕及び整備事業（浄化槽設置事業を含む。）	2分の1	1,200,000円
建物取得事業	2分の1	14,000,000円
土地取得事業	2分の1	5,000,000円
公共下水道等への接続事業	2分の1	1,070,000円
解体事業	2分の1	2,070,000円

別表第2（第6条関係）

区分	補助率	上限額
現有面積に相当する延べ床面積	10分の10	分館の構造、設備等を勘案した建築費用の全部
現有面積を超える部分	2分の1	14,000,000円

様式第1号（第7条関係）

石巻市集会所建設費等補助金交付申請書

年　月　日

石巻市長　（あて）

団体名

申請者　住　所

氏　名

石巻市集会所建設費等補助金の交付を受けたいので、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1　補助金交付申請額　金　　円
- 2　集会所の名称及び所在地
- 3　関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業予算書
 - (3) 補助対象事業に係る見積書
 - (4) 役員名簿
 - (5) 事業予定箇所の現況が確認できる書類及び写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

石巻市集会所建設費等補助金交付決定通知書

石巻市（　　）指令第　　号

団体名

住 所

氏 名 様

年　月　日付けで交付申請のあった石巻市集会所建設費等補助金については、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

年　月　日

石巻市長

印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、が行う事業に要する経費の全部又は一部として交付するものであり、補助金の交付の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業が完了したとき、又は市の会計年度が終了したときは、石巻市補助金等の交付に関する規則第14条及び石巻市集会所建設費等補助金交付要綱第9条の規定により、補助事業等実績報告書を提出しなければならない。
- (3) 補助事業は、特に市長の承認を得ない限り 年3月31日までに完了しなければならない。
- (4) 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、補助事業完了後、補助事業者は効率的な運営及び適正な維持管理を行い、かつ、維持管理に要する費用を支弁するとともに第三者に損害を与えた場合、補償しなければならない。
- (5) 前号において取得又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、解体、交換、譲渡、貸与又は担保に供してはならない。
- (6) その他必要な事項については、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱及び石巻市補助金等の交付に関する規則に従わなければならない。

様式第3号（第9条関係）

石巻市集会所建設費等補助金実績報告書

年　月　日

石巻市長　（あて）

団体名
申請者　住　所
氏　名

年　月　日付け石巻市（　）指令第　号で交付決定のあった石巻市集会所建設費等補助金の実績報告について、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

集会所の名称			
集会所の所在地			
工事名			
建物区分	区分	建築面積	構造
	1階	m ²	
	2階	m ²	
	計	m ²	
工事着工年月日			
工事完了年月日			

2 関係書類

- (1) 工事請負契約書（写し）
- (2) 建設費収支決算書
- (3) 建設費の支払を証する書類
- (4) 建設工事写真
- (5) 建設工事完了届
- (6) その他（　　）

様式第4号（第10条関係）

石巻市集会所建設費等補助金確定通知書

第 号
年 月 日

団体名
住 所
氏 名 様

石巻市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった石巻市集会所建設事業等について、
下記のとおり交付する補助金の額を確定したので、石巻市集会所建設費等補助金交付要
綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第5号（第11条関係）

石巻市集会所建設費等補助金（概算払）請求書

年　月　日

石巻市長　（あて）

団体名
申請者　住　所
氏　名

年　月　日付け石巻市（　）指令第　号で交付決定のあった石巻市集会所建設費等補助金について、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額等

交付決定（確定）額	円
概算払済額	円
今回請求額	円
残額	円

※ 概算払請求を行う場合は、補助金交付決定額の10分の4以内の額となります。

2 振込先

金融機関名			
預金種別	普通	当座	その他（　　）
口座番号			
口座名義	フリガナ		
	氏　名		